

# 三国呉の政治と制度

宮川尚志

〔要約〕 呉国は後漢の統一国家の崩壊した後に出現した三国の一つであると共に、江南に拠つた六朝の先駆でもある。この国の興亡の過程を三期に分ち政治史的に考察すると共にその基底に横わる注目すべき諸制度、奉邑制（並に授兵制）、科法とそれを操つた中書系統の官である校事、吏・兵の地位等を取り上げる外、官僚層の構成と帝権との關係、その間からでてくる寒人の進出について省みた。

## 一、序 言

呉国の創業は後漢献帝の初平元年（一九〇）孫堅の起兵までさかのぼれるが、初平四年（一九三）堅の死と、長子策の嗣立、建安五年（二〇〇）策の死と、その子孫権の統事をへて、権が呉王となり黄武と改元した二二二年前後が実質

の四代五二年つづいた。政治史的にはこの時代は孫権が北来士人と共に呉の豪族を任用して綱紀を整えた前期と、南北官僚の暗闘した亮・休二主の中期と、寒門が政権をとり旧族との間に衝突を演じた孫皓の後期とに分れる。

## 二、前 期

上、三分分立の大勢が決した頃であるが、権が帝号を称したのは魏蜀よりも八年、または九年おくれた黄龍元年（蜀漢後主建興七年、魏明帝太和二年、二二九）であり、この年から数えると呉国は大帝権・廢帝会稽王亮・景帝休・烏程侯皓

孫氏の出自 呉志に「孫堅は呉郡富春の人。けだし孫武の後なり。」とし註の呉書には「堅世々呉に仕う。富春に家す」（浙江富陽県）と見える。「呉に仕う」とは呉郡の郡吏になつたことであるから彼は江東の土着人と考えてよい。

孫武の子孫ということは劉備が漢裔というよりも一層疑わしいかもしれぬ。唐の許嵩の建康実録になると更に詳しく

衛康叔の後、武公子恵の孫で衛国の上卿會耳が孫氏を始めて称し、孫武以来呉に居住したという。堅の父の名は東晋の干宝の搜神記・宋の劉敬叔の異苑にも見え鍾といい、宋書符瑞志や祥瑞志（建康実録註所引）によれば鍾は早く父を失い、ききんの際に瓜を種えて自ら業としたが、司命あるいは白鶴の精である三少年に瓜をふるまつた功德で、天子を出すべき墓相の地を教えられたという。裴註呉書にも堅の生誕にからむ説話を伝えている。宋書や幽明録（太平御覽五五九引）は鍾を祖父とするが、趙一清「三国志注補」は異苑により父とする。呉志によると堅は少くして県吏となり父と共に船に載りて錢塘に行く途中に海賊をこらしめた。その後彼は会稽句章（浙江慈谿県西南）の妖賊、陽明皇帝と称した許昌を平げ、その功により揚州都内て塩漬（江蘇塩城県）・盱眙（安徽）・下邳（江蘇邳県東）三県の丞を歴任し、黄巾の乱では官軍の名將朱儁に属し賊勢最も強かつた宛（南陽）を攻め、又とおく西北の辺章・韓遂と戦つたこともあつた。江南に還つて長沙の賊、区星を平げ長沙太守に拜さ

れ、零陵・桂陽の賊をうち、烏程侯に封ぜられたのは靈帝末年（一八八）のことであつた。

とにかく孫氏がなんら名の通つた家柄でなく乱世に際会し地方的治安と超地方的軍事に功を立てた孫堅により始めて知られるに至つたことは赤壁戦直前に魯肅が孫權に説いて、「曹操に降参しても郷党に名位なき孫氏は任官できな

い」といつた言からもうらづけられる。（呉志九卷肅伝）

ある家の家格の高下を相対的に考察する一の標準は通家、即ち通婚関係にある家である。呉志（卷五）は諸帝の后妃の列伝であるが十一人の中七人は江南人、二人のみ北人であり、選を以て入宮した寒門官吏の娘であるが（權歩夫人、暗睦夫人）外戚としての勢力は造りえなかつた。国初について見れば堅の妻で策・權ら四男一女を生んだ呉氏は呉から錢塘に移つた家族に属し、その定婚に際してその親戚は堅の軽狡なるを以て反対したという。夫人の弟吳景は袁術が表する所の丹陽太守であり、孫氏の創業に物質的援助を与えた。孫策が親友の周瑜と共に橋公の美貌の二女を夫々妻としたと呉志（卷九）周瑜伝にあるが註に引く江表伝によると橋氏は流離の士人であつた。後に策は曹操一家と通



任とし父の仇を報じ朝廷の外藩たらんと彼が述懐したのに、絃これに答え、「漢室を匡輔せよ」と言つたことが呉歴に見える。策は父の爵を弟の匡に譲ろうとしたが（魏書）建安二年（一九七）に至り漢朝は戊辰の詔書により策を騎都尉とし烏程侯を襲爵させ領会稽太守とし、同四年（一九九）に呉侯に改封した。しかして策の封爵は曹操の力によるもので策は興平二年（一九五）渡江し会稽・丹陽等を平定した後に袁術とは絶交している。袁術の僭位の欲望が著しくなつたのは建安元年（一九六）以降であり、曹操はまさに献帝を許に迎立せんとしていた時であるから策が曹公に順つたのはまだ漢室に忠であつたためである。さて策は騎都尉の官には不足に思い漢使王輔はその請求により、承制して策に明漢將軍を假した。策はやつと満足し漢朝の委任のまま袁術の党を伐つことになつたが、結局自己に反対する地方官や江東の土豪を駆逐し覇業の基を固めてしまふ。策が袁術に送りその非を責めた書は彼の謀臣張紘の作といわれ呉志（卷一）引呉録にのつている。その中に「天下の神器は虚しく干むべからず。必ず天賛と人力とをまつ。」といひ受命の応驗なくして尊号を称した術の非を説き、天子の貴、

四海の富は万人の望む処だが義と勢とが具備せねばだめであり、術に対しては、むしろ「劉統を紹ぎて漢宗を固む」が望ましく、五世相たりし權勢あれば国家を扶くべきなのに、却つて「天下の人家吏に非ずんば則ち門生。」とか「四方之敵吾が匹に非ずんば則ち吾が役なり」と思い上り、凶緯の説に迷う愚を指斥している。要之孫氏は堅の起兵から策のこの時期まで（一九〇—一九七）は袁術にたより、それから孫權が赤壁の戦を決意するまで（一九八—二〇八）は曹操にたよつたわけ、中原から見れば田舎にすぎぬ呉の武人にとつて漢室の威光は強大なものであつたと思われる。呉志に建安五年（二〇〇）曹操と袁紹とが官渡に對陣している際、策が許都をおそひ漢帝を迎えんとしたとあるのは註に引く孫盛異同評や裴松之の説の如く疑わしいと思われる。孫權伝にある如く策は漢室に対し遠く職貢を修め錫命を加えられる光榮を喜んだが、臨終に言つた如く、「江東之衆をこぞりて、機を兩陣の間に決し天下と争衡す」とは彼の悲愴な果されない思いにすぎなかつたのではないか。孫策は江東を一たび定めたとはいへその基礎は固くなかつた。

孫権の建国

孫権が統事した始めの状態につき呉志に「この時、ただ会稽・呉郡・丹陽・豫章・廬陵しか呉の領土でなく、深險の地はなお皆は服従していなかった。天下の英豪は州郡にあり、賓旅寄寓の士は安危去就をもつて意となし未だ君臣之固がなかつた」といひ呉歴（呉志七引）によると孫策は臨終に際し、張昭に向い「もし仲謀（権の字）が事に任ぜずんば君便ち自らこれを取れ」と言つた。これは劉備が孔明に言つたことと同様で名義は君臣でも実は朋友のごとき関係であつたことが判る。孫氏の領土や豪族対策については後述することとし、孫権の名号については曹操から討虜將軍領会稽太守に表されたが、呉侯をついだことは見えない。建安十三年（二〇八）権は一大決意の下に劉備と合体し曹操を赤壁に破り、その後、建安二十二年（二一七）に曹操に降を請うまでは孫劉合作がつづき、建安二十四年（二〇九）に備が権を行車騎將軍・領徐州牧に表すれば権は備に荊州牧を領せしめ、妹を備の夫人とする如き同盟が行われた。その治所も統事以來呉であり、十三年（二〇八）京口にうつり（建康実録卷一参照）十六年（二一一）に秣陵にうつり翌年（二一二）石頭に城き秣陵を建業と改名し

た。十六年の請降は実録には兵士休養のための詐降であつたと記すが、二四年（二一九）に至り、荊州分割問題の結着が関羽の中原進出となり、ここに呉の外交策一変し、魏と連和し関羽を敗死せしめ、荊州全土を手に入れると、魏王曹操に表せられ南昌侯となり魏王に対し臣と称した。二五年（二二〇）正月、操死し、漢は延康と改元、その十月、曹丕、漢の禪を受け帝を称し、黄初と改元し、黄初二年（二二一）四月劉備、帝位につき章武と改元した。この間、孫権は建安の年号をなお称した。二二一年、権は軍事拠点の公安から鄂にうつり武昌と改名、建業に並ぶ城をきづいた。同年八月、曹丕に対し藩を称し、十一月、策命を受け呉王に封じ、九錫を加えられ大將軍使持節督交州領荊州牧事の官号をえた。

孫権を呉王に封ずるため魏の使邢貞が来た時、呉の臣下はこれを屈辱と感じ「漢上將軍九州伯と自ら称すべし」と論ずる者のあつたことは既に呉が実質上独立に近づいたことを示す。（呉志二引江表伝・同十徐盛伝参照）これはそれと平行して帝位を踐むことの含宜性を理論的に証明せんとする動きを伴い、神秘的な方法が用いられる。権は魏蜀二

帝の即位を聞き、星を知る者に、分野中の星気いかにと問  
い、僭意をいだいたが位次なお少く以て衆を威すに足らず、  
先に卑く後に踞せんと欲した——つまりまず魏にへりくだ  
りその寵を受け王号をもらい、威勢をえた上で魏を挑発し  
その討伐をうけ、衆をはげまし自ら大になろう——と考え  
たと呉志二引の魏啓にうがつた見方をしている。二二一年  
五月に建業に甘露降ると言われ、二二二年三月、鄱陽に黄  
龍見わると記される。しかもこの間孫権が魏に臣事したの  
は関羽の復仇を計るべく劉備の大軍が荊州に迫つていたか  
らでもあるが、二二一年初にこれを完敗せしめると、魏の  
求める任子を提供せず、ために魏軍の征伐を受け、国力な  
お固からずと見て辞を卑くし上書するなど、権の態度はあ  
いまいであつた。魏略によると、魏の使節の間でも異見あ  
り、浩周は権は臣服せんと察し東里袞は否定したという。  
また魏の三公奏して権の官爵を免せんと乞うた。(呉志二引  
魏略)二二二年十一月、すでに魏軍を退けた孫権は諸將の  
勧めで武昌において自ら呉王の位に即き黃武と改元し、子  
の登を王太子とし陽羨侯孫邵を丞相とした。(同引呉録実録  
卷二)劉備と和睦し漢中王の称号を認め(呉志一江表伝)使

者を通じ、魏からは遠のいた。黃武二年(二三三)漢の四  
分曆を改め乾象曆を用い、受命改制の意を示した。同年四  
月、群臣尊号を請うたが許さず、結局二二九年四月に至り  
皇帝の位に即き黃龍と改元し、名実備つた呉帝國が成立  
した。呉録にのせる告天文には、皇帝臣權が皇后帝に昭告  
すとて、「漢が享國二十四世四百三十四年をへ、氣數終り  
祿祚運尽き、天下分崩し、皇帝の位虚しく郊祀主無きゆえ  
に位に即く」と述べている。江表伝によれば孫権がさきに  
群臣の勸進を断つた時に、「漢家堙替し存救する能わず  
また何の心あつて競わんや」といつているが、孫権の論理  
だと正統の漢は既に存在しない、魏は賊である、しかし漢  
の統をつぐわけではないから急ぐ必要もなかつたというこ  
とになる。魯肅伝によると周瑜は孫権に対し早く劉氏を承  
ける国を建てよと力説し、肅は江東で自立してから、しだ  
いに帝号を称せよという意見で、孫権じしんは張昭のごと  
き自重派の意見におされて、漢を輔けるのをさしあたり任  
とした様である。(呉志九)蜀は呉の称帝を承認し、この  
年使節を通じ同盟し天下分割の協定を結んだ。呉國成立の  
形式に包まれる実質を次に検討せねばならぬ。

呉官僚の郷貫 孫堅に從い河北に転戦した武官の程普（右

北平土垠）・韓当（遼西令支）ははるかな華北の幽州の出身で

あり、初代丞相の孫邵は青州北海の勇將、太史慈は東萊牟

平の人である。北海出身には是儀（一七）（以下人名下の数字

は呉志卷数を示す）と滕胤とがあり共に孫策に逐われた揚州

牧の劉繇にたよつて江東に避難していた人である。外に華

北人をあげると司州河南に趙達（一八）・徽崇（八・程普附）・

張梁（六・孫皎伝中）冀州平原に劉惔（一八）あり、兖州で

は、陳留の濮陽逸（呉一二陸瑁伝附）・其の子興、東郡の潘

璋（一〇）がある。これらの華北系は国初に多く、その後

も存続するが、次にいう淮河系、江東系におされる。孫堅

が江南各地で転戦する時、黄蓋（一〇・零陵泉陵）・朱治（一

一・丹陽故鄣）らが従征している。

江東経略に着手した孫策の時代になるとむしろ江北人でも

淮水兩岸一帯の出身者が多くなる。彭城・広陵・臨淮・廬

江の四郡が特に重要である。この一帯は江東ほど安全では

ないが戦火からはなれ土地またゆたかなため華北人は一旦

この附近に避難し、更に渡江するか又は孫氏に委質した者

が多い。劉惔（卷一八）は乱に遭い地を避け広陵に客たり、

孫輔（堅の兄子）に仕えたといひ、呂範（一一）も汝南から

寿春に避難し策に認められた。

(イ) 彭城。張昭（七）・嚴峻（八）の二人著名。前者の伝には、

「漢末の大乱に、徐方の士民多く難を揚土に避く。」とある。

(ロ) 広陵。張紘（八）・呂岱（一五）・衛旌（七・步騭伝中）・秦

松・陳端（二・孫権伝）らがある。

(ハ) 廬江。周瑜・陳武・丁奉・王蕃・周瑜は孫策と極めて親

しく、臺に升起彼の母を押し、有無通共し、孫策はまた張

昭の母を押ししたとあり、呉の創業は孫氏の宗族と淮河系豪

族の親縁關係に基いたとさえ見られる。

(ニ) 臨淮。步騭（七）・魯爾（卷九）の二功臣がある。魯爾は

家富み、施与を好む性質で、天下の乱れるや田地まで売り

出して貧窮者を救い士と結び郷里の歡心を得た。また周瑜

の一行数百人のため自家の貯穀の半に当る三千斛の米を供

した。裴注引く呉書によると彼は少年を聚め射獵しかつ練

兵し、中国擾乱し淮泗の間も遺種の地に非ざるを見て、男

女三百余人をつれ細弱を前に強壯を後にし江東の沃野に害

を避けんとて移動したという。魯爾は恰も晋南渡の際の行

主の先駆者の性格を持つている。祖逖が東晋を翼戴した如

く、魯肅や周瑜が呉の創業の推進力をなしたことは、赤壁戦前に主戦論を唱えたのが彼等二人のみであつたことに照して明白である。しかしかかる者のみでなかつたことは張昭・秦松の如き即ち江南の実力がなお中原に及ばぬことを恐れた事大論者や、全くの南人で地方的利害關心しかなかつた者の存在によつて知られる。そして北来士人が江南豪族に快く迎えられず、迫害さえ蒙つたことは歩隨の場合である。彼が淮陰から窮困の中に江東に避難し、衛旌と二人て瓜を作つて生計を立てていた頃、会稽郡の豪族、焦矯（征羌県令になつたことがある）に刺を通じその保護を得んとした。その時、焦征羌は不当に長い時間、彼らを待たせ食事になると自分は室内で盛大な食卓につき彼らに野菜と小盤の飯のみ与へ辱かした。しかし歩隨は怒色を示さず、「われらは貧賤だから主人が貧賤らしく待遇するのだ」といつて不平であつた衛旌をたしなめた。

この記事はいかにも田舎の土豪が武力の背景なき外来の知識人を冷遇敵視したかを生き生きと物語る。呉の大族陸氏の一門である陸瑁傳（同一二）に「わかくして学を好み義に篤し。陳国の陳融、陳留の濮陽逸、沛郡の蔣纂、広陵

の袁迪等皆單貧なれども志あり。瑁に就き遊処す。瑁少きを割き甘きを分ちともに豊約を同じうす」とあり、好意ある呉姓に友好関係をえた北人はそうでない者よりましな立場にあつたことが判る。なお下文に瑁が同郡の徐原爰の遺書により見も知らぬ孤児を收導し、又従父績の遺子を撰養した美行をのべる。南人の宗族結合の觀念が同郷人に及びさらに天下の士大夫に及ぼされる時、南人も中原人に匹敵する声名と実力とを獲るに至る。

其他北人を挙げると徐州管内では琅邪陽都の諸葛瑾・恪父子・同郡宮の武將、徐盛、下邳の裴玄等がある。共に江東に乱を避けた。豫州では汝南から程秉（八）・呂蒙（九）・呂範（一一）・胡綜（一七）が出て沛郡から薛綜（八）・樓玄（二〇）がある。この中、程秉・薛綜ははるか交州に流寓し士燮の政權をたより、のち呉の国威が交趾に及んでから江東に北上したものである。もちろん江東の族人をたよりに南下したもの、例えば呂蒙が策の將であつた姊夫鄧当に依つた如きものもある。後漢末、会稽・呉・豫章などに人物を輩出した。上虞の朱儒（後漢書一〇二）が黃巾・董卓征伐に示した武功はいちじるしく、彼を擁立した陶謙（同一〇



三）は丹陽の人で徐州牧となり「是時徐方百姓殷盛。穀粟甚豊。流民多歸之」といわれる。奉仏者窄融も同郡人であり、江南人により徐州が支配されたことは孫氏興起の先驅をなす。

次に江南系統でも狹義の呉姓、即ち長江デルタ出身者と自余の長江流域、江西・湖南方面の出身者とを区別できる。九江の蔣欽（一〇）・周泰（同上）・南郡の石偉（二〇八―二九〇）（權傳）・巴郡の甘寧（同上）・江夏の闔攀（六・孫奭伝中）・李尤（六・孫峻伝中）・零陵の黃蓋（前出）などが後者の例である。

呉の四姓その他 しかし呉国の基礎が固まるにつれ重要性を發揮するのは江東の呉姓である。孫策の遺言の如く孫權は呉姓に対し、賢に任じ能を使い、譜代の北人と和合せせ国政を整えることに優れた手腕を持っていたのであろう。

孫邵に代り二代目の丞相になつた顧雍（二二五―二四三在任）、三代目の陸遜（二四四―二四七在任）、驃騎將軍まで成つた朱拠（二四六―二四九在任）は何れも呉郡呉の人で、この三姓と張とを合して四姓という。

陸氏 四姓の随一は陸氏で後漢初から著われている。

後漢書（一一） 独行・陸続伝によると光武帝の時、陸閔という者が尚書令となり、その孫の続本人は郡の戸曹史・門下掾を歴任し、楚王英の事件に連坐した太守尹興を救うた。世為族姓と記される陸氏はその後漸く有名になり、続の二子及び孫の康共に太守となつた。陸康（後漢書六一）（二五一―一九四）は靈帝の時、各地の太守を経た。廬江太守の時、袁術に属していた孫策に城を囲まれ死んだ。「宗族百余人飢厄に遭ひ死者あひ半ばす」と記される惨事にあつたが少子績やその一族は呉に仕え家運を維持した。即ち陸康が本貫に留守させた徒孫の遜（本名談）（一八五―二四七）は續より年長ゆえ門戸を綱紀し「世々江東の大族」の声価を守り、手下の召兵をひきい山越を討ち部曲すてに二千余人あり、功を累ね、華亭侯・婁侯・江陵侯に進封された。次子の抗（二二八―二七五）襲爵し父の衆五千人を領し晋軍を防ぎ功あり、死後、嗣子の晏及弟の毗陵侯景・玄・機・雲がその兵を分領した。遜の弟瑁（一一二）（一二三九）族子嘉興侯凱（同一六）、その弟、都亭侯胤なども著わられている。陸氏の通家は孫氏公室始め、同郡の顧氏・張氏・彭城の張氏などがある。

顧氏 丞相顧雍(二六八—二四三)の曾祖、奉は潁川太守であつた。雍の子邵は孫策の女を妻とし陸績はその舅に当り、邵の子、承は陸遜、陸瑁を舅としていた。雍は醜陵侯に封ぜられたが、その長子邵はすでに卒し、次子裕は篤疾ゆえ、少子の済が嗣いだが後嗣が無く、永安元年(二五八)特に先に不適格だつた裕をして襲爵させた。陸氏も顧氏も東晋代に盛んであつた。

朱氏 張氏 朱氏からは桓・異父子(一一)、異の従父桓(一一)あり、封侯領兵され公主に尚した者もあり、桓に手下二千人、異に部曲万口ありといわれる。張氏には温(一二)・祇・白の兄弟あり、白は陸績の女を妻とした。しかし温は事に坐し廢され家運も栄えなかつた。呉志朱治伝に「然して公族の子弟及び呉の四姓多く郡に出仕す。郡吏常に千を以て教う。治おおむね数年に一たび遣わして王府に詣らしむ。遣わす所數百人。歳時ごとに獻御す。」とあり、孫氏を囲んで四姓が呉の柱石であつた様子が分る。呉那管内で呉県以外の出身者が列伝に載せられているのは次の如くである。烏程の吾粲(卷一二)は県長孫河の下の小吏から立身し、孤微より起ると雖も同郡の陸遜・卜靜

らと肩を比し声を齊しうした。陽羨の周勳(一五)、錢唐の全琮一族(一五)餘杭の凌統(二〇)は武功に秀て、雲陽(曲阿)の韋昭(二〇)・弘咨・瑋(權臣)・殷札、武進の華覈(二〇)は學問に名がある。張勃の呉録(陸機吳趨行注引)に四姓に次ぐ呉の八族として、陳・桓・呂・寶・公孫・司馬・徐・傅をあげるが官途に達した者は少い様である。郡望の中で一流と二流とは程度の差のみでなく官途との関係において方向に差があることは南北朝になつても同様な現象が見られ、これは注意すべきことである。

丹陽郡は呉・会稽と並び所謂三呉の地であるが、呉代では人物あまり盛んでない。呉代では三呉よりも呉会の連称の方が目立つ。孫權が秣陵に都を移したのは呉の大族の干渉を避け新天地を求めたものと解しうる。(岡崎文夫博士魏晋南北朝通史) 故郷の朱治(一一)・句容の何遜(同五孫和何姫父)が列伝に見える外、紀陟(三)・刁玄(三)がある。

これに比し会稽は後漢以来名郡として知られ人物最も多く、孫策が王朗(魏志一三)を破つて此の地を平定したのはその富力を欲求したからでもある。後漢初、上虞の細族孤門から王充が出て論衡を著わしその超奇篇で郷里の先輩嚴

夫子・呉君商・周長生をあげ、「幽遼之地未可言無奇人也。」といつた。その後、上虞から魏朗（後漢書九七）・戴就（同一二一）、山陰から趙曄（同四九）・鍾離意（同七二）・謝夷吾（同一二上）・鄭弘（同六六）、余姚から黃昌（同一〇七）らが出た。呉代になり呉・会稽（前漢では会稽一郡のみあり、後漢の時、呉郡が分置された。）が呉姓の淵藪となつた一の理由に、郷党の先輩が後進を誘掖推薦したことが考えられる。顧邵（呉志七）の伝に彼が豫章太守たりし時のこととして、小吏の優秀な者を就学させ、錢塘の役伍であつた丁謂、庶民に生れた陽羨（呉興）の張乘、微賤より起つた烏程の吾粲、雲陽（呉郡）の殷札を抜用して友となし、彼らの名声を揚げさせたとあり、会稽上虞の虞翻の伝には彼が山陰の丁覽・太末の徐陵を推挙したことが記される。翻のみでない。その第五子忠は好く人物を識り、陸機の才能を認めたのは別としても、上虞の魏遷を無名の初に称し、同県の孤宦の族の王岐のため仕進の途を開き、宜都太守まで到らせ、たまたま自分がその後任になつた様な次第であつた。（注引会稽典録）翻の第六子の聳また人物を抽引し特に人に知られず賤しい者から選んだ。（注引会稽典録） 虞氏は翻の高祖、

零陵太守光以来、孟氏易の家学を伝えた儒家的官僚で、彼等の推薦した会稽の人物についても本伝注引く会稽典録に詳しい註記がある。

山陰の丁覽は「八歳にて孤。家又单微。」であつたが財を従弟に譲り、郡功曹・始平長になつた。孫権は未だ擢用に至らなかつたが、その子、固は「家貧守約」孤弱なる族弟をかばい孫休の時御史大夫、孫皓の時、司徒になつた。その子弥、孫の潭は晋に仕え、家名を顕わした。さて孫権が丁覽の死を聞き痛惜し「殊其門戸」とあり、この語は孫韶伝（呉志六）引呉歴にも見え、表門閭と同じことを指すものであろう。太末の徐陵は三県長・零陵太守となり列卿の位に至つた。卒して後、その僮客・土田或は侵奪されたので、駱統が陵の家のために訟え、丁覽・卜潜らと比を為すことを求め、権これを許したという。門閭を旌表することは歴代、民間の孝子節婦に対して行われたが、ここにあげた例を見ると、家格の昇ることと無関係ではない。つまりこれら旌表された呉人は孤寒などと形容される者が多いが、その美德が社会的名誉で報いられ、任官を得ることによりその家格が昇り、その財産や勢望も一代でなしに子孫に承

繼される保証をえた様である。少くとも徐陵の場合からおして、殊門戸の措置が取られ経済的負担の免除を得ただけでも他の家と比べて優位に立つ。小竹文夫氏「中国の門閥庶表について」史潮四五参照

又会稽典録に孫亮の太平三年（二五八）、会稽太守濮陽興が掾吏たちに、初平末年（一九三）太守の「王景興（朗）が功曹仲翔（翻）に士を問うた時、仲翔がどう答えたか知らないか」と尋ねたのに、山陰の朱育が記憶していて山陰の鍾離意・趙擘、上虞の王充、女子曹娥ら、漢代の士女十八人をあげ更に濮陽興に答えて、呉代の名士（○山陰、鬪沢賀齊 邳庚 ○句章 任爽 ○上虞 陳業 吳範 樊正 ○章安 虞翔 ○余姚 虞翻 ○烏傷 賂統 ○吳寧 斯敦 ○松陽 柳朱 ○永寧 瞿素）をあげまた会稽郡の歴史地理を述べている。もし会稽典録（晋虞預撰二四卷）が残っていたら華陽国志に比すべき資料を供したであろう。呉志に伝えられる人について述べても、鬪沢は家世農夫であり、賂統は父の俊が衰術に殺された後、丹が改適して華歆の小妻（妾のこと）となつたといひ共に家格高しいがたい。鍾離牧と賀齊とは將軍として功を立てた。他人の列伝中にでてくる人物の本質を見ても会稽出身者は著しく多い。

奉邑と封爵 吳国の創始期に行われた奉邑制——即ち授兵制により兵を給養すべき諸將は太守・校尉等の官に附随して一乃至数県を奉邑として与えられ、自ら長吏を選任し、奉邑の収入を以て家族のみでなく軍士を養い、奉邑は世襲されると限らず死亡すれば後任者に転属させられた制度は陶元珍「三国呉兵考」（燕京学报十三期）により恩義により結合した特殊な軍事的封建制として把握され、六朝門閥構成を促すと共に西晋武帝の封建に影響したと考えられた。潘眉「三国志考証」に指摘するごとく、史記河渠書によると前漢の武安侯田蚡が丞相として清河鄒県（山東平原）を食し、富平侯張安世が侯国は陳留に在り、別邑が魏郡に在つた例と類似し、官に附随したもので普通の封爵制と異なる。浜口重国氏「唐の部曲・客女と前代の衣食客」（山梨大学学芸学部研究報告・昭二七）は建安二四年を境に呉の奉邑制は封爵制に移行したと考える。ただし賀齊伝（一五）によると彼が山越を平定し安東將軍山陰侯になつたのは建安二一年（二一六）らしく、前漢の奉邑に類することは、孫緝が永康侯（卷三による。卷一九には永寧侯とす）になつた後、丞相荊州牧を拜すると五県を増食（卷三増字なし）された記事

に見られる。史料の上で最も早い奉邑の例は建安七年（二〇二）朱治が呉郡管内の婁（崑山）等四県を食したことで、同じ頃すでに曲阿、丹徒二県は孫河に属し、同九年、その甥の孫韶に転属した。

重要なのは下雋・漢昌・瀏陽（長沙郡）州陵（南郡）の四県が南郡太守周瑜（二〇九—二一〇）奮武校尉魯肅（二一〇—二一七）漢昌太守呂蒙（二一七—二一九）に転属させられ、蜀に備えて四千乃至一万の兵を養うのに資したことである。

奉邑はその領主が地方官として治しまたは軍隊指揮官として屯する地域に存した。周泰（一〇）が県長を歴任し「所在皆食其征賦」とあるごとくである。けだし孫権が版図を拡張し確保する過程において占領地の行政・財政・軍政を一元的に掌握するための処置で、呂蒙が建安一九年（二一四）廬江太守となり、捕獲した魏軍の人馬を分与されると共に、尋陽の屯田六百戸、官属三十人を賜つたのは翌年尋陽が陽新（江西西北）と共に彼の奉邑になるまでの暫定措置であろう。

呉の封爵制には関内侯・亭侯・郷侯・県侯の等級あり、孫皓の時は諸皇子を王に封じている。徐盛（一〇）は孫権

が呉王になつてのち、都亭侯に封ぜられ、廬江太守を領し、臨城（安徽青陽）を奉邑として賜つたとあり、その死後、子が襲爵領兵したから、奉邑制は封爵制と並行すると共に、授兵制は奉邑制と繋りなく存続している。陸景（一三）が毗陵侯に封ぜられ、抗の兵を領したごとくである。

### 三、中期

太子廢立問題 孫権は二二一年呉王となり、長子の登（二〇九—二四一）を太子とした。その生母は庶賤の出身なので、徐夫人が母としてこれを養つた。登は太子に定つた時、先づ生母を立后せよと希望した。呉書によると、登は弟の和が寵あるを見てこれに譲る意思があつたという。登が呉王太子となるや諸葛恪・張休・顧譚・陳表ら侍講となり、二二九年、皇太子になるやこの四人は左輔・右弼・輔正・翼正という緯書の四輔説の影響を受けた新官名を称し（梁章鉅三国志考証三〇参照）四友として輔導に当り、外に南陽の謝景、広陵の范慎、丹陽の刁立・南陽の羊銜らが賓客となつた。権が建業に奠都すると彼は陸遜の輔佐の下に武昌に留まつた。登は赤烏四年（二四二）五月に卒し（一四・孫登伝）、次弟で琅邪の王夫人の子の和が太子になつた。太傅

闕沢、少傅薛綜らが十九歳の新太子を輔佐した。和の母は、権の女で貴龍元年（二二九）全琫に嫁した全公主と隙あり、皇后に立てらるべくして、ついに讒訴され愛死し、和の寵もまた衰えた。（二五・全琫伝五具主王夫人伝）和の同母弟、霸は和が太子となつた年の八月（二四二）に魯王となつたが、和と仲睦まじくない。和の失意に及び太子の位をねらう様になつた。魯王の傅を領した是儀は太子と魯王と二宮が近くに建つたのを見て「魯王は賢明だからむしろ方鎮とすべく、二宮の制には降殺あるべく上下の序を正せ」と上書を申れた。（一七是儀伝）殷基の通語（玉函山房輯佚書）によると二人は宮を同じうし礼秩分れず群公の儀により宮を分ち僚を別つたが、却つて侍御・賓客が二端を造為し仇党疑式し滋延したという。太子に党した者には二四四年会々丞相になつた陸遜始め、その外生顧譚・顧承・姚信らが先ず挙げられる。遜は「太子は正統なれば宜しく盤石の固あるべく、魯王は藩臣なれば当に寵秩をして差あらしむべし。」と上言した。さきに二宮の職員が缺員あり、中外の職司は多く子弟を遣わし給侍させていた。魯王派の全琫の子、寄は魯王に阿附したが、遜は琫に対してこれを戒めた

ことさえある。（一三陸遜伝）魯王も自己の勢力を張るため名士と交結せんと努めたので朱績（丹陽の人朱然の子）の如くそれを拒んだ者もいる。諸葛恪も太子に附したがその長子の騎都尉綽が魯王に交通し、権に戒められたのに鑑みこれを毒殺するという程であつた。（一九恪伝）朱拠（二二・滕胤（一九）・施績・丁密らみな太子を擁護した人で、この派の主張は嫡庶の別を明かにしてこそ国家の体制が整うといつた顧譚（七）の上疏で代表される如く儒家的正統的な考方である。そして故太子登を輔佐した人々及び呉・丹陽の姓族が多いことが注意される。

赤烏一三年（二五〇）に至り紛争は双方が退けられたことにより落着した。権は和を廢し庶人となし、魯王に死を賜わつた。この争いのため吾粲・朱拠（二二）や魯王派の楊竺ら誅死したことは国家的に損失であつた。

孫亮の治世 赤烏一三年（二五〇）孫権は太子を廢し魯王を殺し、晩年に備けた孫亮を太子とした。亮の母潘夫人は権の寵妾であり、二宮の禍を醸成した全公主にも異存がなかつた。呉の諸老臣多く物故したり失脚した後で、公族や其他の大臣の専制時代になつてきた。権病むや公族の侍中

孫峻は諸葛恪を推薦し、任地の武昌から建業に召し大將軍太子太傅に任ぜしめた。称制を欲した母后潘氏は暗殺された。二五二年四月、権は太傅諸葛恪、少傅孫弘、太常滕胤、太子右都督呂拠、及び孫峻に後事を囑して死んだ。

孫亮初年、外戚全氏が権力を振つたがやがて魏に降る者が出て失脚し、政權を握つたのは諸葛恪である。視聽を罷め、校官を息め、怠納税額を免じ、関税を除き、事々に恩沢をあつくしたので悦ばない者はなかつた（一九恪伝）と称される。視聽・校官とは天子の耳目となり官吏の動靜を監視し密告する職、校事を指すものである。

校事については、官蔚藍「三国時代之校事」（大陸雜誌六卷七期）あり、魏呉の史料を挙げてゐるが、ここでは校事（典校）が科法を掌つたことを中心として、呉の国制の機軸を考察しようと思ふ。

科法と校事 科法・科禁・科制などと熟する科の字が法律の個々の条令を指すものとして使用されることが多くなるのは三国時代である。积名に「科課也。課其不如法者、罪責之也」とあり、晋書刑法志を読むと、律に下屬する条文を科とよんでいる。科が刑罰法規を特に指すことと、律

や令が違反された時に備えて規定される具體的な条文であることは、漢代の科の用例から察せられる。程樹徳の九朝律考（卷二）漢律考律名考に關係史料を集めてゐる後に「按ずるに」として、魏の曹操が新科を置き（魏志何夔伝）、蜀の諸葛亮ら四人が蜀科を造り（蜀志伊籍伝）、呉では嘉禾三年（二三四）科令を表定した（呉志孫登伝）ことを述べ、「是三国時皆各立科条。不純依漢制。」と註し、さらに梁陳にも科あり、魏は格を以て科に代え、これが唐の律令格式の格につづくものと言う。また晋書刑法志に、（魏武帝）乃定

甲子科（靈帝中平元年一八四）又嫌漢律太重、故令依律論者聽得科半使從半減也とあり、何夔伝にも新科制定の意が「觀民設教隨時之意」であつたことを述べてゐる。かくて三国諸国の科は単に律の細則というのでなく、律の実施に際し修正するものであつた（魏科・呉科については姚振宗三国芸文志を見よ）。曹仁は法令を奉じ、常に科を左右の案に置き事に従つた（魏志九）といわれ、楊沛（魏略）や郝昭（蜀志五注）が科法を畏み遵奉したことは、魏朝になつて新たに制定された現時通行の突定法として拘束力を發揮したことを示す。さて呉志（卷二）によれば黄武五年（二三六）孫

權は陸遜の緩刑寬賦の説に答へ、その理はないがやむを得ない事情を述べ、有司をして尽く科条を写させ、陸遜・諸葛瑾に提示し更に損益した。これが前引の嘉禾三年の科令となつたであらう。また嘉禾六年（二三七）の詔及び胡綜伝（一七）によると官吏奔喪について科が立てられたことが判る。これは在任の官吏がその親や長官の喪に服するため任地を離れることに對する制限であるが、これは國家の要請と家族や朋党の私情との對立が最もよく表われる場面であり、かつ杓子定規な法の適用がなされ易く、詔文に引く顧譚の議にあるごとく「奔喪立科、輕則不足禁孝子之情、重則本非庶死之罪」という性質のものである。鬪沢伝（吳志八）に「又諸官司有所疾患、欲增重科防、以檢御臣下。汎毎曰、宜依礼律。其和而有正皆此類也」とあり、科法第一主義が当時の儒家的官僚の徳主刑輔の思想（楊鴻烈中国法律思想史第四章第一部）と對立していたことを知る。

吳志（卷七）顧雍伝に、呂瑋・秦博が中書となり諸官府及び州郡の文書を典校し、これにより漸く威福をなし、酒専売などの利を獲、大臣以下のわずかな過失をも必ず上聞し犯罪を構成し、雍ら皆、拳白されたとある。建康実録の

繫年によると呂瑋の專横は二三一—二三七年に及び、江夏太守刁嘉は下獄し（吳志一七是儀伝）、顧雍・朱拠は禁止され（同一六潘潜伝）た。彼を憎む大臣、羊衝らは遂に襄陽の卒家の子たる才物李衡を推挙し郎となし、衡は孫權に向い数千言をもつて呂瑋の悪事を説き、やがて呂瑋は伏誅し、（吳志卷三引襄陽記）孫權は中書郎袁礼をして諸大臣に謝せしめた。（同七諸葛瑾伝）陸凱伝によると、また孫潜の時に校曹を張立したとあり、吳一代を通じて校事制度は存在した。校事は君主は直結し、それに対し大臣を白した。白とは人の悪事を明示することである。是儀が刁嘉を救解するに努め、呂瑋もあえて彼を白しなかつたので、孫權が歎じて「人がみな卿の様なら科法を用いる必要がない」（吳志一七）といふ歩隨が「諸典校が細微を摘抉し、毛を吹き疵を求む」（同七）と述べ、瑋の性、苛惨で用法深刻（同七諸葛瑾伝）とあるのは校事が科法を習練しこれを武器として、大臣を、特に國政をせしむという様な情況判断的な罪条にあてていたことが判る。潘潜は孫權末年、太子登に附添い、陸遜と共に荊州にあつたが、建業に來り、呂瑋を除くべく孫權を極諫せんとしたが、太子登がすでにしばしば同じことを試



みても従われなかつたことを知り、百官を集め、国の前て老を手弔し国のために患を除かんとしたという。（呉志一六）  
 一体、呉の荊州は副都といへべき武昌（拙稿三一七世紀の中國都市史林三六卷一号参照）を中心に特別の行政区をなし、都下即ち建業近傍ないし揚州が直接皇帝や丞相の管轄にあるのと系統を異にしたらしい。（步騭伝参照）ともかく大臣が

協力してこんな決意をせねば一中書の属官を除きえなかつたことは、帝権と直結し、士大夫社会の通念たる礼律をもこえて、煩瑣であると共にほしいままに裁量がでざる科法を操つているといふ強味が校事にあつたからであらう。しかも步騭の上奏に「但小人因縁銜命、不務奉公而作威福。無益視聽更爲民害。愚以為可一切罷省」とあり、これは諸

葛恪伝に「罷視聽、息校官」（建興元年二五二）とある視聽と同じもので、民間の情報を探知するスパイであらう。つまり呉の官民は君主の手足・耳目により一挙一動を監視されていたと考えられる。また後述の江表伝（呉志三孫皓伝引）に司直中郎將張儼が上表して設けた弾曲二十人も同様の任務のものであつた。帝権にとつて最も脅威となるべき將軍については保質の制度があり、彼らもくびきに繋がれてい

た。搜神記（同上引）に、「呉以草創之國、信不堅固。辺屯守將皆質其妻子。名曰保質」と見える。蜀漢については史料が乏しいが、叙上の科法・校事・保質の制度は漢帝國分裂後の國家に顕らかに出てくる特性的なものではなからうか。

孫峻・孫綝の專權 諸葛恪は校事を廢止すると共に公族諸

王の抑圧を計り、武昌にいた孫奮（魯王の弟）を豫章に移し孫休を虎林から丹陽に移し浜江兵馬の地から遠けんとし、（呉志三休伝）これを肯んじない奮に賤を上り諫めて「後漢では光武以來諸王は宮中で遊んでおればよく民政を行ひ政治に干渉し政客と交通することは重く禁ぜられた」と先例を述べ、袁紹、劉表が嫡庶不分ゆえ國を亡ぼした例をあげた。けだし二宮の不和に鑑み王を戒めた。恪の賤によれば權も病篤き時、諸王を分遣し國に就かしめ、詔策は殷勤なるも科禁嚴峻であつたという。時に和は長沙にいた。

恪は呉の建興二年（二五三）、蜀漢と呼応し淮南を侵し大敗、人望とみにおち、宿衛を典つた武衛將軍孫峻（堅の弟、孫峻の曾孫）のクーデターで一門誅滅された。

孫峻は丞相となり軍國の大事を綜覽し、御史大夫を置か

ず、権力を一身に集めた。また公族の動静に注意し、廢太子和、故太子登の子呉侯英、孫奮らはみな他人に擁立されるか自ら野望を抱くとかどて誅せられた。つぎに峻は魏の降将文欽の説をいれ淮泗に出兵、とおく青徐をねらつたが中途で病死、孫緄（峻従父弟）を後任とした。恪以来の宿臣滕胤・呂拠は緄のため殺され二人の姻戚、公族の孫苞は百戦の士を含む都曲千余をつれて魏に奔つた。たまたま魏の諸葛誕叛し寿春に拠つたのを救うべく出兵して失敗、名将朱異を軍令により殺しこの際全氏一門は魏に降り人望を失つた。（呉志五孫亮全夫人伝・二五七）孫権死後の恪・峻・緄三人とも魏との戦が因で失脚したこと、他の公族大臣を抑え権力を固めたことが共通している。しかし二五七年、呉主亮年十五になり親政し、緄の表奏に対し異議をはさみ、「中書につき孫権の旧事を視、先帝の時はずばしば特制あり、皇帝が自己の意思で手詔を作り宣下したが、今や大將軍孫緄は我をして単に「書可」（認証）させるだけなのか」と左右の侍臣に問うたと亮伝注引く呉曆に見える。また亮は緄が朱異を誅する先に表聞しなかつたこと等を責め、全公主（権の長貴女で全珠に嫁す）や全氏一味と謀り緄を

誅せんとした。しかし女子の口から事もれ緄は諸弟をして宿營の兵を掌らしめ、逆に亮を殺し、孫権の第六子、休を迎えた。休に対し緄がのべた所によると、亮は親近劉承を信任し吏民の婦女を宮内に留め、兵の子弟を苑中に集め訓練し、金銀で飾つた小船を宮中に浮べて奢侈に耽つたといふ。

孫休の治世と吏兵対策 孫休（二五八—二六三在位）即位し孫緄は丞相となり、弟恩が御史大夫となりその他一門で五侯を出しみな禁兵を典り權人主を傾くといわれる。（呉志一九孫恩）休は會稽王であつた頃から近臣張布と謀り、国初以来の宿将丁奉をして歳末の行事の際左右の武士をして緄を斬らしめた。（永安元年二五八）二六〇年、廢帝亮は謠言により殺された。孫権による二宮の両成敗以来、孫氏公族で誅殺され又は魏に逃亡した者あいつぎ皇帝は公族や外戚に対し警戒するため再び近侍にたよる様になつた。この傾向は皓の代になり著しくなつた。

孫休の治績として吏兵の生活保護がある。吏兵とは何か。呉亡ぶ時、戸五二万三千、吏三万二千、兵二十三万、男女は二百三十万、後宮五千余人あつた（呉志三注引晋陽秋）。

吏と兵とは一般民と戸籍を異にした。蜀漢でも戸二八万、男女口九四万、帯甲将士十万二千、吏四万とある。（蜀志三注王隱蜀記）永安元年（二五八）十一月の詔に

諸の吏家五人三人兼重し役を為すあり。父兄、都に在り子弟郡県に給せらる。既に限米を出し軍出せば又従う。家事には経護する者なきに至る。（限米とは華覈伝に督其限入とある如く期配付納入の米）

とあり、一人を家に留め納税従軍の義務を免じた。孫皓の時であるが華覈が上表して、時俗の華美を逐い兵民の家計が苦しいのを述べ、「今吏士の家、子女なき者少し。多きは三四、少きも一二。通じて戸ごとに一女あらば十万家ならば十万人、人ごとに織績一歳に一束ならば則ち十万束なり」という。十万の概数は一家から二、三人の兵または吏がてるとして三万二千の吏と二三万の兵を出す家族数に当る。吏三万二千の大部分は下級の吏であらう。

両漢の爵制によると買爵の場合別として一般民が与えられる爵は公乘までであり、その上の九級の五大夫は吏六百石に当り、吏六百石は長吏である（漢書五・韋田承雄氏「西漢爵制」史潮八卷一号）「無極山碑」（隸釈三）に「長吏祈福。

吏民禱告」とあり、単なる吏は吏民と熟すること多く、長吏とは全く差等がある。「殺阼君神祠碑」（同三）の陰に無秩の郡吏四十余人の名を列し、その中に倒えば劉興阿興、潘京阿京のごとく、その一字の名に阿字を附しかりに字としているものあり、これは徳を表わす字なき編戸の民で碑に書するとき整齊せんため、しいて加えたのだと解釈されている。爵と吏の階級が一々対応しないにせよ、下級の吏が民と同列で、いわゆる庶民の在官者であつたことを知りうる。

魏の夏侯玄が、「郡守を省き郡吏万数あるも還して農業に親ましめ煩費を省かん」と上奏し（魏志九）弘農太守孟康が吏二百余人を領したが常に四分の一を春期に遣休させたこと（同一六杜恕伝注引魏略）は吏が農民出身で帰農も容易であつたのみでなく地位も民に比し高くなつたことが判る。三国の戦時中では文治のための吏も、軍事に従い、むしろ軍事を主としたから吏卒・吏兵・吏士・将吏と熟することが多い。周峻（瑜甥）が吏士千人を、建忠郎将賂統が武射吏三千人を領した（呉志九及十二）とあるが、この吏は張温伝に、暨艷が銓選に当り志節汚卑の者を皆軍吏となし營府

に居らせた(同一)とある場合の軍吏よりも地位低いことは員数が多いことから察せられる。ただ流民や貧民が召募に依りてなつた部曲・士衆よりは上位にあつたであらう。魏でも吏士の分休制度があつた。青龍中(二三三—二三六)

呉が合肥を圍んだ時、東方吏士皆分休しており、征東將軍滿龍は中軍の兵を請ひ并に休將士を召さんとした。(魏志二—劉劭伝) さて軍事民治に従う吏は民と同等かそれ以上の地位にある。赤烏八年(二四五)校尉陳勲が屯田及作士三万をひきい句中道をうがつた(呉志二)とある屯田は屯田客であり、作士は作部即ち兵器工場に働くもので一般民よりは共に地位低かつたと思われる。永安六年(二六三)丞相濮陽興が屯田万人を取りて兵となさんと建(議)した(同一)。以上の諸例から推測して、当時呉ないし三国の軍隊を構成するのに將校や幹部級を除き、社会的地位において平民より低くないものと平民に劣るものとあり、後者が部曲に当り、前者が武吏と呼ばれるべきものであつたのでなかろうか。軍人を指す士の語はこのどちらにも通用して不明である。雑多な兵士の出身区分において、奴や客を發したものと、譜代の吏家出身と自ら待遇地位を異にしたこと

はないであらうか。疑問は分休に際し、自由に帰農しえたのか、何か主將の管理を受け隸屬的であつたかという点であるが後考を待ちたい。

呉亡ぶや呉の將吏渡江の者は十年、百姓及百工は二十年の復除を得た。(晋書武帝紀) 農工の民と吏と法制上差異はあり、永安元年十二月の詔にあるごとく、見吏の中、及び將吏の子弟の志好ある者を科し博士の下で就業させ一年で課試し品第を差等した様な出身の途も開かれていたが、これは同二年三月の詔に、「州郡吏民及び管兵が農を捨て長江に船を浮べ商業に従つてゐるのは農の利薄く租税過重の故だ」とあるごとく、末事に走る吏風を一新する目的のもので大多数の吏は生活苦しく、富める商人の圧迫と國家の役使の間に立ちなやんだもので、これが呉の基礎をゆるがせた最大の原因であらう。

#### 四、後 期

孫皓治世初期の塞門の進出 孫皓の治世(二六四—二八〇)は呉國四代五十二年の歴史の三分の一弱を占める。皓即位の年は蜀亡ぶ年であり、その翌年は魏亡び晋興る年である。即ち三国というが実は二國時代であり、長江上流を併せた

のみか深く南中交趾に侵入した晋の勢力はこの方面を呉から独立させ(拙稿三國の分立と交州の地位、東洋史研究七の二・三)呉は腹背に敵を受けた。しかも孫權以来の旧将尽き亮・休二代の政争で國中相信せず、吏民兵士の生活苦もまじした。孫休時代に休の好學によりややや生氣をおびた呉の文化學術も政治不安のあふりて後がつづかない。景帝休は臨終に丞相濮陽興に幼子を託したにも拘らず、官僚たちは長君を戴き軍國の重事に当らしめんとし、孫和の子、烏程侯皓を迎えた。皓は年二十三。國家保持のためにまず帝權の確立を考え、大臣の專權を抑えるため近臣卑職を信任した。この方針が彼の私生活におけるおごりの原因となり暴君庸主の非難があるがしかしそれにも然るべき理由が存した。

江表伝(呉志三注)には皓は初めて立つや優詔を發し、士民を恤れみ倉廩を開き貧乏を振い、宮女を出し無妻者に配し、禽獸を放つたりして明主と称せられたという。しかし志を得るや粗暴驕滿となり、彼を擁立した濮陽興や張布さえもの不満をかい、皓また旧臣を疎んじ自己に親近な外戚や側近を信任した。ただし張布の如きも「近習の寵幸で事行きず多し」と韋曜伝(呉志二〇)に見え、皓の擁立に功あ

り後に右丞相になつた万彥も「瑣才凡庸之質。昔從家隸、超歩紫闈」と陸凱の上表(呉志一六)にあり、丞相興も北來した家族で孫休が會稽王の時にこれと深く結び、休が帝となるや左將軍張布と相表裏し「邦内望を失う」(呉志一九濮陽興伝)とある如く、呉の四姓出身の大臣などとは風格を異にする。要するにこの三人とも休が藩邸にいた頃の親客でそれが朝位にうなぎ上りしたのに外ならない。しかも皓は更に親しい者を信用した。かつて張昭が孤微の童幼であつた彭城の蔡欸を拔用したが、その二子は皓の時に高官になつた。(卷七張昭伝) ここにも官界の氣流變化が伺われる。

後宮・近臣の專權 元來皓の母、孫和何姫(呉志五)は騎士何遂の女で、和の嫡妃張氏は全公主にくみした孫峻に忌まれ、和と共に自殺したので、何姫が代りに皓及びその三弟を育てた。皓即位し何氏を皇后となし何植らその三弟を封侯し、その一族驕僭て子弟橫放、百姓は「皓はずつと前に死んだので今の君主は何氏の子だ」と謠言を放つたと皓伝に見える。江表伝には、これを説明して、皓は張美人(希の女)を殺しその実姉で馮純に嫁した女を奪い親愛し左夫人となし、彼女の死するや資沢な喪を治め半年間宮を出て

なかつたのが原因という。皓の皇后は藤胤の孫女であつたが実権なく、寵姫で皇后の璽紱を佩びる者が多かつた（異志五孫皓滕夫人伝）。

後宮の奢侈も専制の一つの現象として伴つた。宝鼎元年（二三六）左丞相陸凱の上疏によると「先帝（孫権）の時、後宮の列女及び織絡の女工の数は百に満たず、貨財も余あつたが、その後しだいにふえ千数に達し、坐して官給米を食べている」といい、「これを解放して無妻者に嫁せしめよ」と述べている。（異志一六）なお後段に陳寿は陸凱が陳べた皓の二十事と称する上疏の草稿らしいものを載せているが、その中にも「今中宮万数、不備嬪嬙。外多驪夫、女吟於中」とあり、孫皓滕夫人伝注引く江表伝にも、彼が黄門をして州郡を巡行し、将吏の家女を科取し後宮に充てたという。

つぎに愛顧を得た近臣の専横と共に、彼らのざん言による開国以来の功臣やその子弟官僚の失脚が見られる。まず何定と陸凱の場合がある。江表伝によると何定は汝南の人で本は孫権の給使から吏に転補せられた旧人であり、その縁故で孫皓の時にまた内侍となり楼下都尉に任ぜられ酒・

米買入を司り、建衡元年までには殿中列将となつており、信任を博し威福をほしいままにした。彼は寵を恃みその子のため少府李暉の女を求め許されず、彼を交州征伐の失敗についでざん訴し除いた。また建衡元年病死した陸凱はかつて何定が国政を乱していると面責し、彼には外任を授くべしと陳べた。そして姚信・樓玄・賀邵ら名族出身者を推薦した。このため陸凱及びその有力な同族陸抗の死後、凱の家族は建安（福建）に徙された。（異志一六）彼の伝にいう、「初皓常銜凱數犯顔忤旨。加何定譖構非一。既以重臣難繩以法。」とある。君主をめぐり四姓名族と寒人幸臣との緊張が法を挟んで見受けられる。凱の二十事に「陳声・曹輔は斗筭の小吏、先帝の棄てし所、しかるに陛下これを幸す」とあり、また、「今高通・詹廉・羊度は黄門の小人なるに陛下は賞するに重爵を以てし權るに戦兵を以てす」といい、国防備が君主の愛顧はあるが武略のない小人に握られる危険を説いている。また万彘の如くかかる中書系統の寒人と表裏した宰相をも批難している。建衡二年（二七〇）上流諸軍を都督するに至つた名将陸抗が都下の政令に觀多きを憂いた上疏十七条は逸して載せられないが、その後、薛

璽の下獄を聞き上疏した文には、樓玄・王蕃・李昴の族誅を指摘し極諫している。（呉志十三）賀郡の上疏には外に、抱朴子の父祖に當る葛奚が酒中の失言のため誅せられたことを陳べ、またいう「何定は本趨走の小人、僕隸の下なるもの。身に錙銖の行なく能に鷹犬の用すらなし。しかるに陛下その佞媚を愛し、それに威柄をかき、定をして寵を恃み放恣して、自ら威福を擅々にし、口もて国議を正し手もて天機を弄せしむ」と述べさらに何定が妄りに事役を興し、兵士・人民を使役して遊樂のため獵獸を行わせたことを責める。（卷二十）何定は鳳凰元年（二七二）その奸穢が發覚し伏誅した。この年には万彘も失脚した。しかし何定に代り司市中将陳声が幸を得たが、彼の幸も孫皓の愛妾には及ばなかつた。というのは愛妾が人をして百姓の財物を劫奪させたのを檢拏したために慘殺された。（二七三）（卷三）その後、幸臣に張儼・岑昏がある。

張儼は会稽山陰の県卒の子で司直中郎將に累進して封侯されたが、天紀元年（二七七）伏誅した。彼が彈曲の官を設け、士民に不安をかもし訴訟に不正を生ぜさせたことは既述した。

こうした幸臣の専横が君主専制を補強する方向にはたつき、国中を檢察する役目をしたことが注意されるが、この場合、それは孫皓自らの暴君的性格と相応していた。陸凱伝（一〇）に「皓の性人の己を視るを好まず。群臣侍見するに皆あえて迂するなし」とあるが、凱は君主に相識の道なくんばあらずと説き、彼のみは皓と視線を合すことを許された。孫皓は宴会ごとに群臣にしたたか酒を飲ませ、黄門郎十人を司過の吏としてこれには酒をやらす一日中侍立させ、群臣の酒の上の失言や失態を報告させ、大小により罪に科したという。（呉志三皓伝）この時、岑昏は險護により貴幸され九卿に列せられ、好んで功役を興し衆を苦めかくて呉の国の解体をまねいた。しかし呉志三の注に孫皓の人物言行につきその侍中であつた李仁が晋の侍中庾峻らに答えた言によると、孫皓の酷虐は誤伝により誇大にされたことが知られ、皓が臣下をして迂視させなかつたことも曲礼の精神に合し、君主の礼を遵守させたにすぎないと弁護されている。つまり孫皓一代を通じて人こそ代れ、権力を執つた寒人の幸臣はその君主の耳目となつた公的機能によつてではなく、その奢侈と利福に溺れた私的非行により呉

の国制を破壊させたのである。岑昏は晋軍南下の際、殿中親近数百人の請求により誅せられた。(二七八年三月)

民政の失敗と孫皓の帝王的野心 孫皓の代、呉国の兵吏民みな税役に苦んだことは陸凱・賀邵・華覈・陸抗らの上書諫言により伺われる。陸凱二十事によると孫皓が「不遵先帝」の若干例として、(1)宮女を徵発に来る貴門が錢の有無により取捨し、母子を死訣させ、諸王太子の乳母として召される家に救恤しないこと、即ち宮廷のための民の負担、(2)屯田兵に農事以外の衆役を課し、賞遇の悪いこと、即ち戦士に加わる負担 (3)地方官の異動ひんばんのため、所在百姓にかかる供帳送迎費の負担、を列している。戦士は例えば濮陽興伝にある如く、狩獵にかりだされた。(二〇) 賀邵伝にある如く、狩獵にかりだされた。(二〇)

一般に百姓の負担の加重は賀邵によると、

「登位より以来、法禁うたた苛。賦調益々繁く、中宮内豎州郡に分布し、ほしいままに事役を興し、競いて姦利をなし、百姓は扞軸(織具)の困に罹り、黎民はやむなきの求につかる。老幼飢寒、家戸菜色あり、しかして所在の長吏、罪負ありと迫り畏れしめ、嚴法峻刑、民を苦し

め弁ぜんことを求む。ここを以て人力堪えず、家戸離散呼嗟の声、和氣をし、感じ傷く。」

華覈の上疏にも、

「敵国がねらつてゐるのに国庫とぼしく都下の諸官は寧る所が別異なので各自調を下命し、民力を考えず、いつも期日を近くし、長吏は罪を畏れ昼夜催促する。民は農事を捨て、布絹納付に赴き、都まできちんと送るのに積み重ねたまま用いられないこともある。百姓は力をつかつて農時を失う。秋の收穫月になると、今度は農産物の期限内納入を迫り種播を時をなくし税を出せと責める。もし滞納不足があると財物を没収する。故に家戸は貧困し衣食不足になる。暫らく衆役をやめて農桑に専心させるがよい。」

とあり、中央官庁が農民から、田租・戸調を徴し苦しめたことを告げている。陸抗の二七五年の上疏によると中書系統の宦官がみだりに土地を占有し役に苦しむ兵民の逃亡者の中から耕作者を募集し私利を計つているが、これを探し出し兵籍に復帰させたら臣の所部は八万人になると述べる。(一三) 華覈の上疏には、農民の貧窮を外に見て、奢侈品が



製造され、風俗がおごり、特に富賈商販の家が金・銀の飾をし婦女の服装の華美なことを論じている。（呉志二〇）

つぎに注目されるのは国内の弊害、国外の脅威にありながら、孫皓の帝王の野心がたくましく、それが迷信的風潮を伴つたことである。三国ではなお宮廷に巫者が残存し、

時には政治に干与した。皓の末年、天冊・天璽・天紀と連年改元が行われたのは祥瑞によるもので、禪国山碑・天堯神讖碑（これは呉志に記事ないが天紀元年七月建つ）はその産物である。国山の又の名、離墨山は仙人の名を取つたもの、（潘眉三国志考証参照）また天璽元年（二七六）八月、歴陽石山の石印三郎神の祠屋の巫祝が、天下太平を致すべき石文を造り、皓が九州の主になろうと説きたてた。

呉国の解体と滅亡 呉国の中堅をなした名族大臣は全体として勢位を保つたにせよ、つぎつぎに誅殺され、代つて近臣が事を用いた。彼を擁立した滄陽興、張布は元興元年（二六四）に、興をさん言した万彘は留平と共に鳳凰元年（二七二）に誅せられた。陸凱はその族人陸抗が死んだのち何定のさん言により建安に移された。その他、賀邵・樓玄・章昭・華覈・薛瑩・滕牧・步闡らの官僚が誅罰を受けた。彼

らは夷三族ないし、妻子までも遠地に流されているが、豪族の勢力を打破するのに族誅が濫用され、それが結局呉の国勢を弱めるに至つたものと思われる。

かかる威権の集中にも拘らず、帝位をゆすぶる様な謠言と陰謀が行われた。

宝鼎元年（二六六）十月、皓の庶弟永安侯謙は永安の山賊、施但ら万余人に強制されその首領となり、建業におしよせ、敗死した。鳳凰三年（二七六）皓の叔父に当る章安侯孫奮が天子たるべしという謠言が会稽地方で行われた。臨海太守奚熙は国政をそしつたかどて夷三族の刑にあつた。（呉志三）孫奮も同じ刑にあつた。（同一四）陸凱伝によると、或曰として、宝鼎元年十二月、彼が丁奉・丁固と共に皓を廢し、孫休の子を立てんとしたというが、資治通鑑はこれを否定している。

中期以来の諸王と大臣の内争が末期になつて表面化した上に、外に晋の重臣が加わつてきた。孫皓は甘露元年（二六五）九月から十一月まで武昌に滞在したが、これは西陵督步闡の請に従つたものであるが、彼の決心をつけたのは巫史の言であつた。（呉志二〇王藩伝注江表伝）その後も、武

昌一帯の軍備を重視したのは、西晋の来攻と、その余波をうけた交趾の叛乱にそなえるためであつた。天紀四年（二八〇）晋軍の大挙南下するや、土崩瓦解、禦ぐ者あるなしといわれるのも故あることである。

## 五、結 言

後漢以来、地方官や豪族の水利施設拡張による揚子江下流域や淮河地帯の水稲作の量的増大は、華北とは別の経済単位としての江南の重要性を確立させ、ここに六朝最初の異国の成立の基を開かせた。呉を創建した孫氏は微賤な軍人上りで、中原にはもとより江南でも声望ある宗族ではなかつたが、堅・策の軍事的能力とそれによる漢朝に対する勲功、さらに彼らを助けた華北を流浪した武將団の実力により、揚子江下流の政権の中心となることを得た。彼らの軍隊を構成した部曲は漢朝の武官としての主将の下に動いたものであろうが、漢朝の威令及ばず袁術・劉繇・劉勲ら群雄が江東を争い各々部曲を募召している混乱の中で、ついに主将個人の実力の下に掌握され私兵化した。武將たちの上に立つ孫氏は彼らから保質を取り離反を防ぎ、軍法を時に応じ制定した。既に淮河流域の新開地に宗族賓客奴婢

を従え定住しまたは華北から移住していた豪族が孫権を奉戴し彼が建安十八年（二一三）曹操の来攻を退け江西民戸の大量投歸を受けた時以来、彼らの孫氏政権に対する望望が増し、七年後には呉王として孫権を戴くに至つた。さらに今の蘇州・紹興一帯の土着豪族の帰附、山越を征伐し帰服させたことは呉国を安定なものとし、さらに八年後の黄龍元年（二一九）孫権は帝号を称した。呉国創業の中核は孫氏の武力と淮河系豪族の社会的・個人的実力であり、これが江南土着豪族の経済力をいかに運営利用するかが、呉の国初の問題であつた。晋の南渡の際ほど北人南人の抗争がなかつたのは中間的な淮河系豪族の役割と、そもそも孫氏自身江南の土着であつたことによるであらう。ただ孫権は軍隊の給養確保のため屯田を行い、南人勢力の代表たる陸遜の議をいれ、「自ら牛にすぎひかせよう」と言つたほど農業振興に意を用いた。（呉志二・費武五年）さらに諸將に兵力を配分する（授兵には基準があり、別部司馬は兵五百で、校尉は千または二千、これに騎五十が附いたことが多い）と共に、奉邑を与え、諸將とその軍隊の自活を講ぜしめた。（陶元珍三国呉兵考蔡京学报十三期）かくして呉は攻めるに足らず自ら守

るに足る兵力を養い、国家の体制を整えることができたが、魏將鄧艾が言つたごとく、孫權の死後は名宗大族みな部曲を有し兵仗を畜え、(魏志二八) ただ相互の勢力關係から孫氏を主と戴くにすぎず、公族・大臣の争いや謀叛が絶えなかつた。ただ大事に至らなかつたのは官僚貴族制を整える努力がなされたこと、君主が校事の様な中書系統の耳目の官を備え科法を以て大臣を監視したことによる。後者について、呉人環濟の帝王要略に、中書が尚書を経由せず、州郡及び辺將に密詔を下したことを述べ(太平御覽二二〇)、前者については華譚の華氏新論の尚書二曹論に、漢では一綏

民をとりしめる嘘曹が要職だつたのが、呉では吏部が重んぜられているとの問答をのせているが、これには吏部尚書が清實の官であると共に、実權は中書舍人に歸した南朝の政治機構の原型がすでに現われている。(拙稿「魏晉及南朝の寒門・寒人」東亞人文学報三の二)

呉の興亡は東晉以下南朝のそれといくたの点で類似しているのは江南という地域性と貴族制の時代という共通の間空間の上に立つたもので、それら諸國の国制のひながたを提供している。

史学研究会 例会

日 時 二月五日(土) 午後一時

場 所 京都大学楽友会館(市電近衛通下車)

題 未 定

現代ドイツ・ドイツ史学界見聞(幻燈使用)

樋 口 隆 康 氏  
井 上 智 勇 氏

Thus the fact that the Old South, a slavery, society could maintain the "solid South" much further in spite of the high tide of capitalism evokes an interesting question. In this case, it would be an important problem to analyze the "sectionality" of the Old South in its social structure. This essay which intends to clarify the situation of the non-slaveholders quite a majority of South at the period, resulted from the considerations of those problems above.

## The Politics and the Institutions of *Wu* (吳) at the *San-kuo* (三國) Period.

by

T. Miyagawa

Wu was one of those three states which were established after the collapse of the Han Dynasty and came to be the forerunner of *Lu-ch'ao* (六朝) which was founded south of the Yang-tzū River. The points discussed in the essay are (1) the political history of this Wu to be divided into three stages, (2) its important institutions such as *féng-i-chih* (奉邑制), *shou-ping-chih* (授兵制), *k'o-fa* (科法) and the positions such as *chiao-shih*, (校事), *li* (吏), *ping* (兵), all belonging to *chung-shu* (中書), (3) the relation between the structure of bureaucracy and the imperial authority, and the promotion of *han-jên* (寒人).